

○吉野川市パートナーシップの宣誓に関する要綱

令和2年12月9日
吉野川市告示第100号

(趣旨)

第1条 この告示は、多様性を認め合い、誰もが個人として尊重される社会の実現に資することを目的として実施するパートナーシップの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、双方が次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している者であること又は宣誓をした日から1月以内に市内への転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者である場合は、その事実が確認できる書類）
- (2) 戸籍抄本、独身証明書等の現に婚姻をしていないことを証明する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出する際に、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が表示されたもの

(2) 前号に掲げるものに準ずるものとして市長が認める書類

3 宣誓書は、市長が指名する者の面前において宣誓しようとする者の双方がそろって自ら記入しなければならない。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆によることができる。

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称(戸籍に記載された氏名(外国人の場合は、これに準ずるもの。以下同じ。))に代えて当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称を使用する者は、宣誓書を提出する際に、日常生活において当該通称を使用していることを確認することができる書類を提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)、パートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号。以下「カード」という。)及び宣誓書の写しを交付するものとする。

2 前条第1項の規定により通称を使用しているときは、当該通称と戸籍に記載された氏名を受領証及びカードに記載するものとする。

(転入したことの証明)

第7条 第3条第2号に規定する市内への転入を予定している者は、宣誓をした日から1月以内に、市内へ転入したことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証、カード及び宣誓書の写し(以下「受領証等」という。)の交付を受けた者は、当該受領書証等を紛失し、若しくは汚損し、又は改姓し、若しくは改名したときその他当該受領証等の再交付を必要とするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)により市長に対し申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付の申請があった場合で、宣誓をしたことが確認できたときは、受領証等を再交付する。

(無効となる宣誓)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があった場合

(2) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった場合

2 前項の規定により無効となった宣誓に係る宣誓者は、受領証等を返還しなければならない。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、パートナーシップを解消しようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第5号)に交付を受けた受領証等を添えて、市長に届け出なければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年1月1日から施行する。